

下田市分別収集計画

令和4年6月27日

1 計画策定の意義

本市は、伊豆半島南端に位置し、海岸部の自然景観、温泉、開国にまつわる史跡等に恵まれ観光都市として発展してきた。豊かな自然と文化を大切にし、うるおいとやすらぎに満ちたまちづくりを達成するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、「使い捨て型社会」を脱却し、循環型社会を形成していく必要がある。

現在、本市のごみ焼却施設は老朽化しており、また、最終処分については県外の民間事業者に委託している状況にある。市は、ごみの資源化、再利用について市民、事業者、市のそれぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにする等の施策を率先して実施し、地域における循環型社会の形成の中心となることが求められている。

このような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）」第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、ごみ焼却量、最終処分量の削減を図ろうとするものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の4Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や焼却施設の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本の方針

本計画を実施するに当っての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の、発生回避、排出抑制、再利用、再資源化を基本とした地域社会づくり
- (2) 市民、事業者と市が一体となった取組みによる環境負荷低減の取組み
- (3) 廃棄物の資源化を進めるために適した処理体制の整備

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装（ペットボトルのキャップのみ）を対象とする。紙製容器包装、プラスチック製容器（ペットボトルのキャップ以外）については、隨時、検討していく。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	1,323t	1,295t	1,264t	1,235t	1,205t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者及び市がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施にあたっては、環境審議会における意見や定期的に排出状況調査を行う等により市民、事業者のごみ処理に対する意識・行動を把握し見直し等の検討を行う。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

ア 学校や地域社会の教育活動としてのリサイクル推進活動や出前講座、ごみ処理施設の見学会などの機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量、ごみ処理施設の老朽化、ごみ処理に要する経費などのごみ処理の現状についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

イ 分別排出の徹底について、広報、ホームページにより定期的な啓発活動を実施する。また、不適切な排出者には個別の指導を行う。

(2) 排出抑制と再資源化の実施

ア 繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の普及啓発やスーパー・マーケット等の小売店での容器包装の簡素化を推進する。

- イ 家庭用生ごみ処理機購入補助を行い、家庭から出る生ごみの堆肥化等により、可燃ごみの排出を抑制する。
- ウ 資源ごみ集団回収事業に奨励金を交付することによりごみの減量・再資源化を推進する。
- エ 平成19年7月から有料化した指定収集ごみ袋の収集手数料やごみ持込手数料の定期的な見直し・検討を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分に係る費用、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、当市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	スチール缶
主としてアルミ製の容器	アルミ缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他のガラス製容器	無色びん 茶色びん その他の色のびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの（ペットボトルのふたに限る）	ペットボトルキャップ

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装
リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み**

(法第8条第2項第4号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
主としてスチール製の容器	51t	50t	49t	48t	47t
主としてアルミ製の容器	19t	19t	18t	18t	17t
無色のガラス製容器	(合計) 69t (引渡量) 69t (独自処理) 0t	(合計) 68t (引渡量) 68t (独自処理) 0t	(合計) 66t (引渡量) 66t (独自処理) 0t	(合計) 65t (引渡量) 65t (独自処理) 0t	(合計) 63t (引渡量) 63t (独自処理) 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 46t (引渡量) 37t (独自処理) 9t	(合計) 45t (引渡量) 36t (独自処理) 9t	(合計) 43t (引渡量) 35t (独自処理) 8t	(合計) 42t (引渡量) 34t (独自処理) 8t	(合計) 41t (引渡量) 33t (独自処理) 8t
その他の色のガラス製容器	(合計) 54t (引渡量) 53t (独自処理) 1t	(合計) 53t (引渡量) 52t (独自処理) 1t	(合計) 52t (引渡量) 51t (独自処理) 1t	(合計) 51t (引渡量) 50t (独自処理) 1t	(合計) 50t (引渡量) 49t (独自処理) 1t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミが利用されているものを除く)		1.0t	1.0t	1.0t	0.9t
主として段ボール製の容器		144t	141t	138t	135t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		0t	0t	0t	0t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料用またはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充填するためのもの	(合計) 38t (引渡量) 38t (独自処理) 0t	(合計) 38t (引渡量) 38t (独自処理) 0t	(合計) 37t (引渡量) 37t (独自処理) 0t	(合計) 36t (引渡量) 36t (独自処理) 0t	(合計) 35t (引渡量) 35t (独自処理) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.4t (引渡量) 0t (独自処理) 0.4t	(合計) 0.4t (引渡量) 0t (独自処理) 0.4t	(合計) 0.4t (引渡量) 0t (独自処理) 0.4t	(合計) 0.4t (引渡量) 0t (独自処理) 0.4t	(合計) 0.4t (引渡量) 0t (独自処理) 0.4t
(うち白色トレイ)	(合計) 0t (引渡量) 0t (独自処理) 0t	(合計) 0t (引渡量) 0t (独自処理) 0t	(合計) 0t (引渡量) 0t (独自処理) 0t	(合計) 0t (引渡量) 0t (独自処理) 0t	(合計) 0t (引渡量) 0t (独自処理) 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み = 令和3年度の分別基準適合物等の処理実績×人口変動率

また、人口変動率は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口より算出し、次とおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
19,425人 (対前年度比) 95.8%	18,989人 (対前年度比) 97.8%	18,554人 (対前年度比) 97.8%	18,132人 (対前年度比) 97.7%	17,710人 (対前年度比) 97.7%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制で、缶、ガラスびん、飲料用紙パック、段ボール、ペットボトルは指定のステーションにて収集を行い、清掃センターへの持込も受付する。ペットボトルキャップについては、清掃センター持込分について受付を行う。収集対象物の追加については、隨時、収集体制を見直し、対応していく。なお、現在、自治会や子供会等による集団回収が行われている缶と段ボールについては、引き続きこれらの団体も分別収集を実施することとする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、缶、飲料用紙パック、段ボールは、当市と当市の委託先の民間事業所のリサイクル施設において分別、圧縮、保管し、ガラスびん、ペットボトル、ペットボトルキャップは、当市のリサイクル施設において分別、圧縮、保管しているが、新ごみ処理施設の整備が検討されていることから、隨時、検討・見直しを行う。

12 その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（1）市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政からの委員で構成する環境審議会を活用することにより、推進体制の見直しを行う。

（2）自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、優良団体の表彰、集積場所

や回収機材の貸与更新などの支援を行う。

- (3) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認・記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。
- (4) 分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。